

令和7年第5回美唄市農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和7年5月27日(火) 午前9時30分～午前10時50分

2 開催場所 美唄市役所市長会議室

3 出席委員 18名

会長	19番 畑 雄二							
会長職務代理	18番 田 中 政 幸							
委員	1番 安 藤 直 樹	2番 千 葉 芳 枝						
	3番 五 十 嵐 勝	4番 山 田 和 正						
	5番 長 谷 川 彰 徳	7番 貞 廣 樹 良						
	8番 赤 澤 良 一	9番 伊 藤 貢 三						
	10番 峯 崎 光 行	11番 鈴 木 英 昭						
	12番 吉 田 彰	13番 中 澤 裕 幸						
	14番 土 屋 典 昭	15番 太 田 秀 樹						
	16番 鈴 木 孝 典	17番 白 木 義 一						

欠席委員 (1名) 6番 岩 間 秀 一

4 説明員 五十嵐事務局長・田中農業振興係長・佐藤主事

5 議事日程

第1	会議録署名委員の指名							
第2	会期の決定							
第3	諸般報告							
第4	報告第4号	令和6年度美唄市農業委員会事業報告の件						
第5	議案第16号	現況証明願の件						
第6	議案第17号	農地法第3条第1項の規定による許可の件						
第7	議案第18号	農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項の規定に基づく農用地利用集積等促進計画を定める旨の要請の件						
第8	議案第19号	農用地の買入協議要請の件						
第9	議案第20号	令和6年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況 その他事務の実施状況の公表の件						

令和7年第5回農業委員会総会

議長	ただいまより、令和7年第5回 美唄市農業委員会総会を開会いたします。 これより、本日の会議を開きます。 この場合、次のとおり欠席通知がありましたので、報告いたします。 議席番号 6 番 岩間 秀一 委員は都合により欠席いたします。 つぎに日程の第1、会議録署名委員の指名を行います。 会議録署名委員は、議席番号11番鈴木英昭委員、12番吉田 彰委員を指名いたします。 つぎに、日程の第2、会期の決定ですが、今期総会の会期は、本日1日と致したいと存じますが、これにご異議ございませんか。
委員長	(なしの声) ご異議なしと認めます。 よって会期は本日1日とすることに決定をいたします。 つぎに、日程の第3、諸般報告に入ります。 諸般報告については、記載のとおり朗読を省略いたします。 ご質問ございませんか。
委員長	(なしの声) ないようでございますので、これをもって諸般報告を終わります。 つぎに、日程の第4、報告第4号、令和6年度美唄市農業委員会事業報告の件を議題といたします。 事務局から説明を求めます。
田中係長	ただいま議題となりました報告第4号、令和6年度美唄市農業委員会事業報告の件についてご説明いたします。 総務委員会から下記のとおり報告がありましたので付議するものです。 経過といたしましては、4月25日に開催された委員協議会において、令和6年度の事業実績をご説明し、原案の承認を得たものです。 結果につきましては、令和6年度美唄市農業委員会事業報告書（案）別冊のとおりとなっております。なお、委員協議会でご説明した内容から変更はありません。以上で説明を終わります。
議長	(議案朗読省略) ただいま、事務局から説明のあった令和6年度美唄市農業委員会事業報告の件について、質疑を行います これに、ご質問ございませんか。
委員長	(なしの声) ないようでございますので報告のとおり承認することに決定します。 つぎに、日程の第5、議案第16号、現況証明願の件を議題といたします。 事務局から説明を求めます。
佐藤主事	ただいま議題となりました議案第16号現況証明願の件についてご説明いたします。このことについて証明の可否について審議を求めるものです。

調査員につきましては、白木委員を主任とする、安藤委員、千葉委員の3名により5月15日に現地調査を行いました。

申請の理由は、地目変更登記のためです。

(議案朗読省略)

なお場所につきましては、議案第16号資料のとおりとなっております。

以上で説明を終わります。

事務局の説明が終わりましたので、調査経過等について、白木委員から説明願います。

5月15日に私と安藤委員・千葉委員の3名で現地調査を行いました。

調査地については、農地の一部に長期にわたり住宅が建設されていたため農地と住宅に分筆を行っていることもあります、今後農地に復元することは難しいと考えられるため、農地・採草放牧地以外と判断しました。

ただいま、説明のあった現況証明願について、質疑を行います。

これに、ご異議ございませんか。

(なしの声)

ご異議なしと認めます。

よって、本件のとおり、証明することに決定をいたします。

つぎに、日程の第6、議案第17号、農地法第3条第1項の規定による許可の件を議題といたします。

なお、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づき、議事参与の制限に該当する案件がございます。番号1番の審議を行いますので、長谷川委員は審議が終了するまで、一時退席をお願いします。少々お持ちください。

(長谷川彰徳委員 一時退席)

事務局から1番について説明を求めます。

ただいま議題となりました議案第17号、農地法第3条第1項の規定による許可の件番号1番について、ご説明いたします。

このことについて、次のとおり申請があつたので許可の可否について審議を求めるものです。

これは、当事者が農地又は採草放牧地について、所有権の移転又は、権利の設定をする場合には、農業委員会の許可をうけなければならないこととなっていることから、その許可の可否について審議を求めるものです。

(議案朗読省略)

なお、別添調査書のとおり、番号1番について、農地法第3条第2項各号に係る不許可要件には該当しないものです。

場所につきましては、議案第17号資料1番のとおりとなっております。

以上で説明を終わります。

ただいま、事務局から説明のあった農地法第3条第1項の規定による許可の件1番について、質疑を行います。

これにご異議ございませんか。

(なしの声)

議長	ご異議なしと認めます。 よって、原案のとおり許可することに決定をいたします。 少々お待ちください。 (長谷川彰徳委員 着席)
議長 田中係長	引き続き、事務局から番号2番から21番について説明を求めます。 ただいま議題となりました議案第17号、農地法第3条第1項の規定による許可の件 番号2番から番号21番について、ご説明いたします。 このことについて、次のとおり申請があつたので許可の可否について審議を求めるものです。 これは、当事者が農地又は採草放牧地について、所有権の移転又は、権利の設定をする場合には、農業委員会の許可をうけなければならないこととなっていることから、その許可の可否について審議を求めるものです。 (議案朗読省略)
	なお、別添調査書のとおり、番号2番から番号21番について、農地法第3条第2項各号に係る不許可要件には該当しないものです。 場所につきましては、議案第17号資料2番から21番のとおりとなっております。 以上で説明を終わります。
議長	ただいま、事務局から説明のあつた農地法第3条第1項の規定による許可の件 番号2番から番号21番について、質疑を行います。
委員長	これにご異議ございませんか。 (なしの声)
議長	ご異議なしと認めます。 よって、原案のとおり許可することに決定をいたします。
田中係長	つぎに、日程の第7、議案第18号、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項の規定に基づき農用地利用集積等促進計画を定める旨の要請の件を議題とします。 事務局から説明を求めます。
田中係長	ただいま議題となりました議案第18号、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項の規定に基づく農用地利用集積等促進計画を定める旨の要請の件についてご説明いたします。農地中間管理事業の推進に係る法律第18条第11項の規定により、農用地利用集積等促進計画を定める旨の要請の可否について、審議を求めるものです。利用権の設定の種類は、1番及び2番は賃貸借権設定、3番及び4番が所有権移転です。 (議案朗読省略)
	なお、番号1番、3番について北海道農業公社が利用権の設定等を受けるものであり12ページ別添1調査書、番号2番・4番は個人が利用権の設定等を受けるものであり13ページ別添2調査書、以上のとおり農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の各要件を満たしていると考えます。 場所につきましては、議案第18号資料のとおりとなっております。 また、農用地利用集積等促進計画の公告の時期につきましては6月24日を

予定しております。

以上で説明を終わります。

ただいま、事務局から説明があった農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項の規定に基づく農用地利用集積等促進計画を定める旨の要請の可否について質疑を行います。□

これに、ご異議ございませんか。

(なしの声)

ご異議なしと認めます。

よって原案のとおり要請することに決定をいたします。

つぎに、日程の第8、議案第19号、農用地の買入協議要請の件を議題といたします。

事務局から説明を求めます。

ただいま議題となりました議案第19号、農用地の買入協議要請の件についてご説明いたします。

農業経営基盤強化促進法第22条第1項の規定に基づき、次のとおり申し出のあった、農用地の買入協議要請の可否について審議を求めるものです。

(議案朗読省略)

効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積を図るため、北海道農業公社による買入が特に必要と認めたため、市に対し買入協議を行うよう要請するものです。

なお、場所につきましては、議案第19号資料のとおりとなっております。
以上で説明を終わります。

ただいま、事務局から説明のあった農用地の買入協議要請の件について質疑を行います。

これに、ご異議ございませんか。

(なしの声)

ご異議なしと認めます。

よって、原案のとおり要請することを決定いたします。

つぎに、日程の第9、議案第20号令和6年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表の件を議題といたします。

事務局から説明を求めます。

ただいま議題となりました議案第20号、令和6年度農業委員会の農地利用最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表の件についてご説明いたします。

総務委員会から下記のとおり報告がありましたので付議するものです。

経過といたしましては、4月25日に開催された委員協議会において、令和6年度の農地利用の最適化の推進状況及び事務の実施状況をご説明し、原案の承認を得たものです。なお、委員協議会で説明した内容から変更した点について、ご説明いたします。

5月総会にて報告するとしておりました5ページ目の下段【推進委員等の

議

長

委
議

田
中
係
長

議

長

委
議

田
中
係
長

点検・評価結果】につきまして、ご報告します。

標語『目標に対し期待を上回る結果が得られた』3名、『目標に対して期待どおりの結果が得られた』6名、『目標に対して期待を（やや）下回る結果となった』10名となりましたのでご報告いたします。

このほか、結果につきましては、令和6年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表（案）別冊のとおりとなっております。

以上で説明を終わります。

ただいま、事務局から説明があった令和6年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表の件について、質疑を行います。

これに、異議ございませんか。

（なしの声）

ご異議なしと認めます。

よって原案のとおり決定をいたします。

以上をもちまして、第5回農業委員会総会は閉会いたします。

議

長

委
議
員
長